



都市計画法に基づく

開発許可制度の解説

令和2年4月版

(令和5年4月改訂)

埼玉県都市整備部都市計画課

都市計画法に基づく

開発許可制度の解説

令和2年4月版

(令和5年4月改訂)

埼玉県都市整備部都市計画課

本書について

本書は、埼玉県の川越建築安全センター東松山駐在が開発許可事務を行うにあたり、開発許可等に係る埼玉県行政手続条例（平成7年12月27日条例第65号）第5条に基づく審査基準を策定し、もって、開発許可制度の主な内容を法令の解釈、及び、審査基準により解説するものです。

令和5年4月1日から適用します。

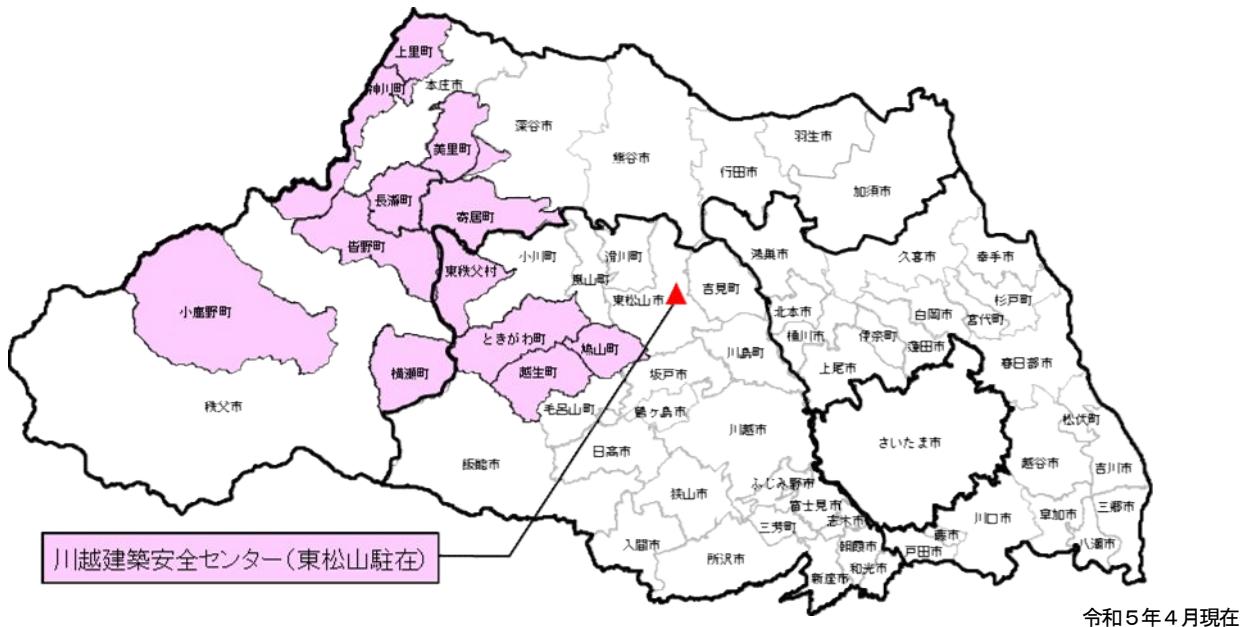
なお、法に基づき開発許可権限を有する政令市、中核市及び施行時特例市並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例で開発許可権限が移譲されている事務処理市町では独自に審査基準を定めていますので、それぞれの市町の開発許可事務担当窓口で御確認ください。



権限を有する市町：それぞれの市町が事務を行います。



その他の町村：県が事務を行います。なお、申請の窓口は町村になります。



— 凡例 —

本書では、法令等の略称は、次のとおりとしています。

法	都市計画法
政令	都市計画法施行令
省令	都市計画法施行規則
開発許可運用指針	...	開発許可制度運用指針(国土交通省都市局都市計画課)
県条例	埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
県条例施行規則	埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則
県手続規則	埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則
審査基準	埼玉県川越建築安全センター・東松山駐在が開発許可事務を行うにあたっての審査基準

都市計画法に基づく開発許可制度の解説 令和2年4月版（令和5年4月改訂版）

— 目次 —

序編 開発許可制度について	1
第1編 開発許可制度の解説及び埼玉県の審査基準	
第1章 用語の定義（法第4条）	4
第1節 開発行為（4条12項）	4
第2節 開発区域（4条13項）	13
第3節 公共施設（4条14項）	15
第4節 建築物（4条10項）	17
第5節 特定工作物（4条11項）	20
第2章 開発行為の許可（法第29条）	25
第1節 開発行為の許可（29条、政令19条・22条の2・22条の3）	25
第2節 許可不要となる開発行為（29条1項1～11号、2項）	34
第1款 一定規模未満の開発行為（29条1項1号）	34
第2款 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物（29条1項2号）	37
第3款 公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為（29条1項3号）	39
第4款 都市計画事業等の施行として行う開発行為（29条1項4～8号）	44
第5款 公有水面埋立法の免許を受けた埋立地における開発行為（29条1項9号）	44
第6款 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為（29条1項10号）	45
第7款 通常の管理行為、軽易な行為（29条1項11号）	45
第3章 開発許可申請の手続（法第30条）	49
第4章 設計者の資格（法第31条）	51
第5章 公共施設の管理者の同意等（法第32条）	54
第6章 開発許可の基準（法第33条、34条）	63
第7章 技術基準（法第33条）	65
第1節 用途地域への適合（33条1項1号）	77
第2節 公共空地（33条1項2号）	79
第1款 総論	79
第2款 道路	86
(1) 道路の機能の確保（政令25条1号）	86
(2) 敷地が接しなければならない道路（政令25条2号本文）	87
(3) 市街化調整区域の大規模開発における12m道路の配置（政令25条3号）	95
(4) 開発区域内の主要な道路が接続する道路（政令25条4号）	96
(5) 歩車道の分離（政令25条5号）	102
(6) 道路に関する共通事項	103
(6)-1 道路の構造（省令24条1号）	103
(6)-2 道路排水施設の設置（省令24条2号）	104
(6)-3 道路の縦断勾配（省令24条3号）	104

(6)－4 階段状道路（省令24条4号）	105
(6)－5 袋路状道路（省令24条5号）	105
(6)－6 街角の切り取り（隅切り）（省令24条6号）	110
(6)－7 歩車道を分離する工作物（省令24条7号）	112
(7) 道路に関する基準の強化及び緩和（政令29条の2・省令27条の4）	113
第3款 公園・緑地・広場	115
(1) 公園・緑地・広場の設置（開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の場合）（政令25条6号）	115
(2) 公園・緑地・広場の設置（開発区域の面積が5ヘクタール以上の場合）（政令25条7号・省令21条）	116
(3) 公園の構造（省令25条）	117
(4) 公園に関する基準の強化及び緩和（政令29条の2・省令27条の2・省令27条の4）	118
第4款 消防水利（政令25条8号）	121
第3節 排水施設	124
第1款 排水施設の設計に関する基本的な考え方（33条1項3号）	124
第2款 管渠の勾配・断面積（政令26条1号）	126
第3款 下水道等への接続（政令26条2号）	132
第4款 暗渠排水の原則（政令26条3号）	136
第5款 排水施設の構造・能力（省令26条）	137
第4節 給水施設（33条1項4号）	141
第5節 地区計画等への適合（33条1項5号）	142
第6節 公共公益施設（33条1項6号）	143
第7節 切土・盛土・擁壁	145
第1款 概要（33条1項7号）	145
第2款 軟弱地盤対策（政令28条1号）	148
第3款 崖上面の処理（政令28条2号）	150
第4款 切土地盤の滑り防止（政令28条3号）	151
第5款 盛土地盤の安定に関する基準（政令28条4号）	152
第6款 盛土地盤の滑り防止（政令28条5号）	153
第7款 崖面の保護（政令28条6号）	154
第8款 地下水を排出する排水施設の設置（政令28条7号）	166
第9款 条例による強化（政令29条の21項8号）	168
第8節 災害危険区域の除外（33条1項8号）	169
第9節 樹木の保存・表土の保全	171
第1款 概要（33条1項9号）	171
第2款 樹木の保存・表土の保全の対象（政令28条の2）	172
第10節 緩衝帯	174
第1款 緩衝帯の配置（33条1項10号）	174
第2款 緩衝帯の幅員（政令28条の3）	175
第11節 大規模開発の輸送施設（33条1項11号）	177
第12節 申請者の資力・信用（33条1項12号）	178

第13節	工事施行者の能力（33条1項13号）	180
第14節	関係権利者の同意（33条1項14号）	181
第15節	最低敷地面積（33条4項）	183
第8章	市街化調整区域の立地基準（法第34条）	188
第1節	開発区域周辺に居住している者が利用するための公共公益施設、日常生活に必要な物品の販売、修理等の店舗等（34条1号）	190
第2節	鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要な施設（34条2号）	195
第3節	特別の自然的条件を必要とする施設（34条3号）	198
第4節	農林漁業用施設及び農林水産物の処理等の施設（34条4号）	199
第5節	特定農山村地域における農林業等活性化施設（34条5号）	202
第6節	中小企業の共同化・集団化のための施設（34条6号）	205
第7節	市街化調整区域内の既存工場の関連施設（34条7号）	207
第8節	危険物の貯蔵又は処理に供する施設・災害危険区域等からの移転（34条8号・34条8号の2）	209
第1款	危険物（火薬類）の貯蔵又は処理に供する施設（34条8号）	209
第2款	災害危険区域等の開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物又は第一種特定工作物の移転（34条8号の2）	211
第9節	市街化区域において建築し、又は建設することが困難又は不適当な施設（休憩所・給油所・火薬類製造所／34条9号）	217
第10節	地区計画又は集落地区計画の区域内における開発行為（34条10号）	220
第11節	条例で指定した集落区域における開発行為（34条11号）	221
第12節	市街化を促進するおそれがない等と認められる条例で定める開発行為（34条12号）	230
第1款	市町村の土地利用計画に適合するものとして市町村長の申出により知事が指定した区域内における開発行為（県条例6条1項1号）	236
第2款	区域区分日前所有地における自己用住宅（県条例6条1項2号イ）	240
第3款	市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅（県条例6条1項2号ロ）	242
第4款	市街化調整区域に区域区分日前から居住する者の親族のための自己用住宅（県条例6条1項2号ハ）	244
第5款	市街化調整区域に長期居住する者の自己業務用建築物（県条例6条1項3号）	246
第6款	収用移転（県条例6条1項4号）	248
第7款	大学（県条例6条1項5号）	252
第8款	建築基準法第51条ただし書の許可を受けた建築物又は第一種特定工作物（県条例6条1項6号）	253
第9款	市街化調整区域に居住する者のための集会所（県条例6条1項7号）	254
第10款	既存の自己用建築物の敷地拡張（県条例6条1項8号）	255
第13節	既存権利の届出に基づく開発行為（34条13号）	259
第14節	開発審査会の議を経て許可する開発行為（34条14号）	262
第9章	開発許可の特例（法第34条の2）	269
第10章	許可又は不許可の通知（法第35条）	272

第11章 変更の許可等（法第35条の2）	274
第12章 工事完了の検査（法第36条）	279
第13章 完了公告前の建築制限等（法第37条）	285
第14章 開発行為の廃止（法第38条）	288
第15章 公共施設の管理（法第39条）	290
第16章 公共施設の用に供する土地の帰属（法第40条）	292
第17章 建築物の形態規制（法第41条）	296
第18章 予定建築物以外の建築等の制限（法第42条）	299
第19章 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限（法第43条）	310
第1節 建築等許可の立地基準（政令36条1項3号）	317
第2節 市街化を促進するおそれがない等と認められる条例で定める建築行為等（政令36条1項3号ハ）	319
第1款 条例第6条第1項第1号の規定に該当する建築物（県条例7条1号）	320
第2款 条例第6条第1項第2号から第7号までの規定に該当する建築物又は第1種特定工作物（県条例7条2号）	321
第3款 1ヘクタール未満の墓地又は運動・レジャー施設の管理に必要な建築物（県条例7条3号）	322
第4款 既存の建築物の用途の変更等（県条例7条4号）	323
第3節 国又は都道府県等が行う建築行為等（法43条3項）	328
第20章 許可に基づく地位の承継（法第44条、45条）	330
第21章 開発登録簿（法第46条、47条）	334
第22章 開発審査会	338
第1節 不服申立て（50条、51条）	338
第1款 開発許可等の処分又はこれに係る不作為に関する不服申立て	338
第2款 審査請求のできる期間	341
第3款 審査請求の方法	343
第4款 審査請求書の記載事項	345
第5款 審査・裁決	348
第2節 開発審査会（78条）	359
第23章 許可等の条件（法第79条）	365
第24章 報告、勧告、援助等（法第80条）	367
第25章 監督処分等（法第81条）	368
第26章 立入検査（法第82条）	373
第27章 罰則規定（法第91～94条、96条）	375
第28章 開発行為又は建築に関する証明書等の交付（省令第60条）	382

第2編 開発許可申請等の手続

第1章 開発許可申請書等の作成及び手続	387
第1節 申請書等の作成	387
第1款 開発許可申請（30条、省令別記様式第2又は第2の2）	387
第2款 開発行為の変更許可申請（35条の2、県手続規則様式第6号の3）	396

第3款 開発行為の軽微な変更の届出（35条の2、県手続規則様式第6号の4）	396
第4款 開発行為に関する工事の中間検査依頼（県手続規則様式第5号の2）	396
第5款 開発行為に関する工事完了の届出（36条1項、省令別記様式第4・5）	396
第6款 公告前の建築等承認申請（37条1号、県手続規則様式第7号）	397
第7款 予定建築物等以外の建築等許可申請（42条1項、県手続規則様式第9号）	397
第8款 建築行為等許可申請（43条1項、省令34条、省令別記様式第9）	399
第9款 地位の承継承認申請（法45条、県手続規則様式第14号）	401
第10款 開発登録簿写しの交付請求（47条5項、県手続規則様式第15号）	401
第11款 開発行為又は建築等に関する証明書（適合証明書）の交付請求 （省令60条、県手続規則様式第16号）	402
第2節 申請等手続の流れ	403
第1款 都市計画区域（市街化調整区域を除く。）・準都市計画区域・ 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域における手続	403
第2款 市街化調整区域における手続	404
第3款 開発行為許可（29条1項、同2項）申請	405
第4款 建築等許可（法第43条）申請	406
第5款 工事検査の手続	407
第6款 その他の許可申請及び届出等の手続	408
第2章 執行体制	409
第3章 標準処理期間	413
第4章 申請手数料	414

第3編 他法令による開発許可の特例等

第1章 他法令による開発許可の特例	416
第1節 市民農園整備促進法による特例	416
第2節 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律による特例	418
第3節 幹線道路の沿道の整備に関する法律による特例	420
第4節 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による特例	421
第5節 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律による特例	422
第6節 都市再生特別措置法による特例	423
第7節 東日本大震災復興特別区域法による特例	424
第8節 大規模災害からの復興に関する法律による特例	425
第9節 首都直下地震対策特別措置法による特例	426
第10節 地域再生法による特例	427
第2章 他法令による配慮	428
第1節 優良田園住宅の建設の促進に関する法律による配慮規定	428
第2節 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律による配慮規定	429
第3節 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による配慮規定	430

第4編 申請書等の様式・法令集

第 1 章 申請書等の様式	431
第 2 章 法令集	474

参考資料

<参考1> 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするもの）に係る 開発(建築)行為の事務処理上留意すべき事項について	534
<参考2> 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」	538
<参考3> 「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく「緑化計画届出制度」について	545

